

青 警 本 備 二 第110号
青 警 本 務 第289号
青 警 本 総 推 第 18号
青 警 本 生 企 第231号
青 警 本 刑 企 第302号
青 警 本 交 企 第411号
青 警 本 備 一 第163号
平 成 2 9 年 1 1 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察大規模災害対応業務継続計画の改正について

見出しのことについては、東日本大震災の反省教訓を踏まえ、「青森県警察大規模災害対応業務継続計画の策定について」（平成24年11月16日付け青警本備二第262号ほか。以下「旧計画」という。）により、大規模災害発生時における業務継続性の確保に取り組んできたところであるが、「国家公安委員会・警察庁業務継続計画（首都直下地震対応）の改正について」（平成26年10月30日付け警察庁乙備発第15号ほか）、「平成25年度青森県地震・津波被害想定調査」及び「平成27年度青森県地震・津波被害想定調査（日本海側海溝型地震）」を踏まえ、「青森県警察大規模災害対応業務継続計画」を改正した。

改正の要点については別紙のとおりであるので、警察本部内各所属においては、本計画に基づき大規模災害発生時における業務継続に誤りのないようになされたい。

なお、旧計画は廃止する。

本件担当
警備第二課災害対策室

改正の要点

1 経緯

(1) 旧計画の策定

東日本大震災の反省教訓を踏まえ、「都道府県における大規模災害対応業務継続計画の策定について」（平成24年2月29日付け警察庁丁備企発第48号ほか）において示された「業務継続計画策定ガイドライン」等を参考として策定した。

(2) 旧計画の見直し

ア 「国家公安委員会・警察庁業務継続計画(首都直下地震対応)」の改正

警察庁では、平成26年3月、「政府業務継続計画」の策定を踏まえ、平成26年10月に「国家公安委員会・警察庁業務継続計画(首都直下地震対応)」を改正した。

イ 「青森県地震・津波被害想定調査」の見直し

青森県では、東日本大震災による被害を踏まえ、「平成25年度青森県地震・津波被害想定調査」及び「平成27年度青森県地震・津波被害想定調査(日本海側海溝型地震)」により、地震・津波被害想定を見直した。

ウ 「青森県警察大規模災害対応業務継続計画」の改正

「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」の改正及び「青森県地震・津波被害想定調査」の見直し等を踏まえ、今般、「青森県警察大規模災害対応業務継続計画」を改正することとした。

2 概要

(1) 非常時優先業務と管理事務の区分

非常時優先業務のうち非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務を新たに管理事務として位置付けた。

※ 「管理事務」とは、非常時に行われる職員の救護、職員の安否確認、庁舎管理、予算要求等であり、部内の業務をいう。

(2) 被害想定

「平成25年度青森県地震・津波被害想定調査」及び「平成27年度青森県地震・津波被害想定調査(日本海側海溝型地震)」の内容を「青森県警察業務継続計画(大規模災害対応)」に反映させた。

(3) 名称の変更

計画の名称を「青森県警察大規模災害対応業務継続計画」から警察庁の「国家公安委員会・警察庁業務継続計画(首都直下地震対応)」に合わせ、「青森県警察業務継続計画(大規模災害対応)」とした。

(4) その他

その他所要の見直しを行った。

青森県警察業務継続計画
(大規模災害対応)

平成29年11月
青森県警察本部

目 次

第1	総則	1
1	本計画の目的	
2	実施方針等	
(1)	計画の修正等	
(2)	青森県公安委員会への報告	
第2	想定する地震と被害想定	
第3	平素の措置	
1	業務継続実施責任者等	
(1)	業務実施責任者	
(2)	業務継続実施副責任者	
2	関係機関等との連携	2
3	非常時優先業務等	
(1)	業務の分類	
(2)	非常時優先業務	
(3)	継続の必要性の高い通常業務の優先順位及び人員計画の策定	
4	備蓄・情報通信の確保等	3
(1)	備蓄等	
(2)	情報通信の確保	
(3)	情報システムの維持	
(4)	電源確保	
5	職場における被害軽減対策	
(1)	職場環境の整備	
(2)	職員に対する指導・教養等	4
6	代替施設	
(1)	代替施設の選定	
(2)	代替施設の情報通信の確保等	
(3)	代替施設への移転	
第4	大規模災害発生時の措置	
1	安否確認	
(1)	職員等の安否確認・結果報告	
(2)	安否確認方法	
2	業務継続のための執務体制の確立	
(1)	招集等	5
(2)	参集上の留意事項	
3	執務体制	
(1)	非常時優先業務等の実施	
(2)	指揮命令系統の明確化	
(3)	通常業務への移行	
4	業務継続のための執務環境の整備	
(1)	庁舎損壊時の措置	
(2)	負傷者等への対応	
(3)	来庁者への対応	6
第5	教養訓練等	
1	教養訓練	
2	検証	
(別添)		
1	想定する地震・津波と被害想定	
2	警察本部庁舎機能の状況	
3	業務の分類	

第1 総則

1 本計画の目的

本計画は、青森県地域防災計画(以下「県地域防災計画」という。)で想定する大規模な災害が発生した場合において、青森県警察本部(以下「警察本部」という。)の各所属が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方針等

(1) 計画の修正等

この計画の実施に当たり、各所属は相互に連絡を密にして一体的な活動を行い、優先度が高い業務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。

県地域防災計画の被害想定が変更された場合等のほか、本計画の問題点等が明らかになった場合は、遅滞なく修正するものとする。

(2) 青森県公安委員会への報告

本計画の実施状況については、時機を逸することなく青森県公安委員会(以下「委員会」という。)に報告し、所要の指導等を受けるとともに、委員会を的確に補佐するものとする。

第2 想定する地震と被害想定

この計画において想定する地震・津波の被害想定は、「平成25年度青森県地震・津波被害想定調査」及び「平成27年度青森県地震・津波被害想定調査(日本海側海溝型地震)」(別添1「想定する地震・津波と被害想定」参照)で示されたもの(想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震及び想定内陸直下型地震)とするが、被害については拡大することを念頭に置くものとする。この場合において、ライフラインが途絶した場合の警察本部庁舎機能の状況については、別添2のとおりと予想される。

第3 平素の措置

1 業務継続実施責任者等

(1) 業務実施責任者

ア 大規模災害発生時に必要な業務を適切に行うため、各所属に業務継続実施責任者(以下「実施責任者」という。)を置き、所属長をもって充てるものとする。

イ 非常時優先業務を推進するための体制をあらかじめ定めるものとする。

(2) 業務継続実施副責任者

ア 実施責任者を補佐するため、所属に業務継続実施副責任者(以下「実施副責任者」という。)を置き、次長職に相当する者をもって充てるものとする。

イ 実施副責任者は、実施責任者を補佐し、実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

2 関係機関等との連携

大規模災害発生時における業務継続に当たっては、警察庁との連絡調整を図るとともに、青森県等関係機関との連携を強化し、必要な業務継続の推進に努めるものとする。

3 非常時優先業務等

(1) 業務の分類

実施責任者は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ所掌する業務を災害応急対策業務、継続の必要性の高い通常業務、管理事務及びその他の通常業務に分類するものとする。

(2) 非常時優先業務

災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務を非常時優先業務とする。

ア 災害応急対策業務

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、青森県警察が執るべき業務をいう。

なお、この業務は、青森県警察災害警備計画（以下「警備計画」という。）において青森県警察災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）各班の任務として明記する。

イ 継続の必要性の高い通常業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安や県民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、大規模災害の初動対応中であっても業務量を大幅に縮小することが困難な業務をいう。

なお、大規模災害への対応は長期化することが考えられるため、組織の維持に最低限求められる業務も含むものとする。

ウ 管理事務

災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務をいう。

具体的には、非常時に行われる職員の救護、職員の安否確認、庁舎管理、予算要求等であり、部内の業務をいう。

エ その他の通常業務

非常時優先業務以外の業務をいう。

(3) 継続の必要性の高い通常業務の優先順位及び人員計画の策定

ア 業務の優先順位付け

実施責任者は、大規模災害発生時に災害応急対策業務を行う災害警備本部要

員を考慮し、継続の必要性の高い通常業務を更に優先度が高いもの及び優先度が低いものに分類し、優先順位を付して業務の継続を図るものとする。

イ 人員計画

実施責任者は、継続の必要性の高い通常業務の推進に必要な人員を確保するため、その他の通常業務については積極的に休止するとともに、災害応急対策業務の実施に影響を及ぼさない範囲で人員計画を策定するものとするが、その運用については、事態の状況を勘案し弾力的に行うものとする。

4 備蓄・情報通信の確保等

(1) 備蓄等

ア 備蓄食料等の管理

警備部警備第二課(以下「警備第二課」という。)は、大規模災害発生時において食料等の入手が困難となった場合に備え、備蓄食料等の適切な管理を図るものとする。

イ 事務用物資等の管理

実施責任者は、大規模災害発生時において事務用物資等が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

(2) 情報通信の確保

実施責任者は、大規模災害発生時において非常時優先業務の遂行に必要な情報通信を円滑に確保するため、東北管区警察局青森県情報通信部(以下「情報通信部」という。)と連携の上、各所属の通信の確保、点検、保守等に当たるものとする。

(3) 情報システムの維持

各種情報システムを運用する実施責任者は、担当職員の不在に対応した体制の確保を図るとともに、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、関係事業者等との連絡体制を整備するなど、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保するものとする。

(4) 電源確保

実施責任者は、各所属の非常用電源コンセントを事前に確認しておき、直ちに使用できる状態にしておくものとする。

なお、非常用電源による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力使用を抑制するものとする。

5 職場における被害軽減対策

(1) 職場環境の整備

実施責任者は、地震の発生に備え、執務室内のキャビネット、ロッカー、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置をとるとともに、資料等

の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるなど、平素から職場内の環境整備に努めるものとする。

(2) 職員に対する指導・教養等

実施責任者は、大規模災害発生時における負傷等の被害を防止するため、職員に対し、職場環境の整備、発災時における対応等についての指導・教養に努めるものとする。

6 代替施設

(1) 代替施設の選定

警察本部長は、大規模災害の発生により、警察本部庁舎が使用不能となった場合に備え、災害警備本部等の機能移転先となる代替施設をあらかじめ指定することとする。

なお、警察本部庁舎の代替施設については、警備部機動隊、青森県警察学校又は青森県運転免許センターとする。

(2) 代替施設の情報通信の確保等

警察本部長は、災害警備本部等の機能移転先となる代替施設への移転を考慮し、通信機能、情報システム機能、電源の確保等を情報通信部と連携の上、必要な整備に努めるものとする。

(3) 代替施設への移転

警察本部長は、警察本部庁舎の安全が確保されていない場合、又は庁舎を使用することが適当でないと認める場合は、災害警備本部等を代替施設に移転するものとする。

第4 大規模災害発生時の措置

1 安否確認

(1) 職員等の安否確認・結果報告

ア 職員は、大規模災害発生時において、職員及びその家族の安否について自所属に報告するものとする。

イ 実施責任者は、大規模災害発生時において、職員及びその家族について安否確認を迅速に行い、その結果を災害警備本部の厚生班に連絡するものとする。

(2) 安否確認方法

ア 実施責任者は、職員が行う安否報告について携帯電話、電子メールなど複数の連絡手段を確保するとともに、報告先、報告要領等について職員に周知しておくものとする。

イ 実施責任者は、災害用伝言ダイヤルの活用等について職員への啓発を行うものとする。

2 業務継続のための執務体制の確立

(1) 招集等

職員は、青森県警察非常招集規程（平成18年3月青森県警察本部訓令第5号）及び警備計画に定める参集の要件に該当する事態が発生したときは、招集の発令を待つことなく速やかに自所属等へ参集し、非常時優先業務を実施するための体制を確立するものとする。

(2) 参集上の留意事項

ア 職員は、平素から最低限必要な食料、着替えなどの携行品を準備するように努めるものとする。

イ 職員は、平素から複数の参集経路、参集に要する時間等の把握に努めるものとする。

3 執務体制

(1) 非常時優先業務等の実施

大規模災害発生時において、警察本部長が必要と認めたときは、災害警備本部が行う災害応急対策業務のほか、継続の必要性の高い通常業務の推進に努めるものとする。

災害の状況に応じた人員配置の変更及び通常体制への移行は、警察本部長の判断で行うものとする。

(2) 指揮命令系統の明確化

大規模災害発生時において、幹部が被災するなどにより、出勤又は勤務の継続が困難となった場合における代理決裁については、青森県警察本部処務規程（昭和38年4月青森県警察本部訓令甲第8号）に基づき行うものとする。

(3) 通常業務への移行

実施責任者は、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の復旧等により、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、警察本部長の指揮を受けて、その他の通常業務を順次再開するものとする。

4 業務継続のための執務環境の整備

(1) 庁舎損壊時の措置

ア 庁舎管理者は、大規模災害が発生したときは、庁舎損壊の有無を確認するとともに、必要と認められる場合は、立入禁止の措置を講じるものとする。

イ 庁舎管理者は、大規模災害が発生したときは、非常時優先業務を実施するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うとともに、庁舎の機能維持に必要な各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請するものとする。

(2) 負傷者等への対応

ア 実施責任者は、大規模災害の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。

イ 実施責任者は、大規模災害の発生により負傷者が生じたときは、応急救護処置を行うとともに、負傷状況に応じて医療機関への連絡、搬送の支援を行うものとする。

(3) 来庁者への対応

ア 実施責任者は、大規模災害が発生したときは、非常時優先業務に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を庁舎内に一時待機させるものとする。

イ 実施責任者は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたる場合には、災害警備本部等と調整の上、来庁者を庁舎周辺の避難所等に案内又は誘導するものとする。

第5 教養訓練等

1 教養訓練

実施責任者は、所属職員に対し、本計画に関する教養、招集・参集訓練、大規模災害発生時を想定した初動措置訓練等を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。

2 検証

警備第二課は、訓練等を計画・実施するとともに、その実施結果を検証し、今後実施する訓練等に反映させるほか、災害警備本部要員等に対する非常招集・非常参集訓練を適宜実施するものとする。